

議案第1号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000円」を「392,000円」に、
「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を
「492,000円」に、「539,000円」を「555,000円」に、
「615,000円」を「634,000円」に、「718,000円」を
「740,000円」に、「839,000円」を「864,000円」に
改める。

第8条第2項中「「100分の170」と」の次に「、「100分の12
7.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第12条の3まで及び第21条」を「、第10条、第12条の2及び第12条の3」に改め、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「同条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。